

## 栃木県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金については、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」(令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」(令和7年12月26日こ支障第447号)(以下「実施要綱」という。)並びに栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、事業の内容は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	事業の内容
栃木県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金	障害福祉分野の人材不足が厳しい状況であるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ支援を行うことを目的とする。	第3条に定める障害福祉サービス事業所等に対する人件費の改善に必要な費用の補助

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下「対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、原則として基準月は令和7年12月とし、令和7年12月におけるサービス提供報酬額から、6月分の補助額を算出することとする。ただし、当該月の報酬がやむを得ない事情により著しく低い場合(令和8年1月以降に新規開設する場合も含む。)には、障害福祉サービス事業所等の判断により、令和8年1月から同年3月までのいずれかの月を基準月として選択することとする。また、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映する。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 別表1に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等であって、基準月において実施要綱6(1)の要件を満たす者。

イ 別表2に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等であって、基準月において実施要綱6(2)の要件を満たす者。

(2) 令和8年3月までに新規開設された障害福祉サービス事業所等であること。

2 第5条に定める申請書提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている障害福祉サービス事業所等については、本補助金の対象外とする。

(補助額)

第4条 障害福祉サービス事業所等に対する補助額は、以下の式により障害福祉サービス等利用者(以下「利用者」という。)ごとの補助額を算出し、障害福祉サービス事業所等ごとに補助額を合計することとする。なお、利用者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

利用者ごとの補助額＝基準月の障害福祉サービス等総報酬×交付率

※ 基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

※ 交付率は、別表1、別表2に掲げる交付率とする。

（交付の申請等）

第5条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条及び第18条（第19条により準用する場合も含む。）の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金交付申請兼請求書	規則の別記様式第1	1	1 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書	実施要綱の別紙様式2	1	知事が別に定める日
			2 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書 総括表	実施要綱の別紙様式2-1	1	
			3 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書 個票	実施要綱の別紙様式2-2	1	

（交付決定）

第6条 県は、申請があったときは、第4条に規定する方法により算出した補助額に基づき交付の決定をするものとする。なお、交付の決定に際して必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることがある。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（次条の軽微な変更又は実施要綱8（4）の規定により知事へ届け出たものを除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）事業を廃止すること。
- （2）事業費又は事業量の20パーセント以上の減少となる変更をすること。

(変更の承認)

第9条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(様式第1号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績の報告)

第10条 規則第13条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金に係る事業の実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実績報告書	実施要綱の別紙様式3-1	1	知事が別に定める日
			2 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実績報告書(事業所別個票)	実施要綱の別紙様式3-2	1	

附 則

- 1 この要領は、令和8(2026)年3月30日から適用する。
- 2 この要領は、令和9(2027)年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 1

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

別表 2

サービス区分	交付率
計画相談支援	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%
障害児相談支援	47.0%